

日立市原子力災害広域避難計画

(概要版)

令和6年6月
日立市

目次

1 総則

- (1) 計画の目的 …………… 1
- (2) 対象となる原子力施設 …………… 1

2 原子力災害対策の基本的な事項

- (1) 原子力災害に対応するための
防護措置…………… 2
- (2) 原子力災害対策を重点的に実施
すべき区域の範囲（PAZとUPZ） …… 3
- (3) 防護措置の実施基準 …………… 4
- (4) 事故発生から広域避難までの流れ… 7

3 住民等の広域避難

- (1) 地区別避難先…………… 8
- (2) 広域避難の基本的ルール…………… 9
- (3) 5 km圏内（PAZ）及び30km圏内
（UPZ）における避難方法 …………… 10
- (4) 避難経路 …………… 14
- (5) 地区別の一時集合場所及び
避難中継所 …………… 15

- (6) 安定ヨウ素剤の配布及び服用 …… 16
- (7) 避難退域時検査（スクリーニング）
及び簡易除染 …………… 17
- (8) 避難中継所及び避難所の開設と
運営…………… 18
- (9) 避難先現地本部及び行政機能の
移転 …………… 19
- (10) 複合災害への対応 …………… 20

4 情報の収集、提供及び伝達

- (1) 国、県、市等の主な役割 …………… 21
- (2) 住民等への情報提供、情報伝達 … 21

5 今後の対応

- (1) 計画の修正及び見直し …………… 22
- (2) 計画の周知・住民の啓発 …………… 22
- (3) 防災体制を強化するための
訓練の実施 …………… 22

- [参考] 用語の解説 …………… 23

1 総則

(1) 計画の目的

本計画は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所において、重大事故等に起因する原子力災害の発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、日立市地域防災計画原子力災害対策計画編に基づき、市域を越える広域的な避難に必要となるルールや体制等を定めています。

よって、住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置の実施を確実なものとし、16万人余の全ての住民等が、迅速かつ安全に避難等の防護措置が実施できる体制を構築することを目的とします。

計画の Point 1

計画ではコミュニティ単会を単位として、
「**どこの地区が**（コミュニティ単会）」
「**どこに集合し**（バス避難の一時集団場所）」
「**どの経路を通過**（避難ルート）」
「**どこに避難するか**（避難先市町村）」
について定めています。

計画の Point 2

住民が自宅にいる場合、学校等にいる場合、職場にいる場合、福祉施設や病院等に入所・入院している場合など、それぞれの状況に応じた避難方法を定めています。

(2) 対象となる原子力施設

日本原子力発電株式会社東海第二発電所（茨城県那珂郡東海村白方1番の1）
発電出力 約110万kW × 1基

2 原子力災害対策の基本的な事項

(1) 原子力災害に対応するための防護措置

住民が放射線の被ばくを避けるため必要な防護措置は、下表のとおりです。

各防護措置の実施は、原子力発電所の事故の状況や環境中の放射線量等を踏まえて国が判断し、県や市に指示します。市は、防災行政無線等の情報伝達手段により、住民の皆様それぞれにそれらを伝達します。

種類	内容	
避難及び一時移転	避難	空間放射線量率が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れること。
	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れること。
屋内退避	自宅や公共施設内などの屋内に退避すること。 呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、壁の遮へい効果により放射線の強さを低減するために実施する。	
安定ヨウ素剤の服用	安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺に放射性ではないヨウ素を蓄積させること。 事故によって原子力発電所から放出された放射性ヨウ素による内部被ばくを予防又は低減させるために実施する。	
避難退域時検査 (スクリーニング) 及び簡易除染	放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の程度を把握すること。基準超過の放射性物質が検出された際は、簡易除染(基準以下になるよう放射性物質を取り除くこと)を実施する。	
飲食物の摂取制限	放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品※に、一定以上の基準を超過する濃度が確認された場合、該当する飲食物の摂取を回避すること。 経口摂取による内部被ばくの低減を図る。 ※家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳など	

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 (PAZとUPZ)

原子力災害が発生した場合に、住民の防護措置を短時間で効率的に実施するため、その影響が及ぶ可能性のある区域を原子力災害対策重点区域と定めています。

東海第二発電所における区域は、発電所からおおむね半径30km圏内とされ、発電所からの距離に応じてPAZとUPZに区分し、それぞれの区域における防護措置を定めています。

なお、原子力施設で事故が発生した場合、区域の全域で即座に防護措置の指示が行われるのではなく、事故の規模や放射性物質の拡散状況を踏まえ、地区単位で指示を行います。

PAZ	発電所から おおむね半径5 km圏内	放射性物質の放出前の段階から、予防的に広域避難を実施する区域	坂下地区 久慈学区 大みか学区
UPZ	発電所から おおむね半径5 kmから30km圏内	放射性物質の放出前の段階は屋内退避を行い、設定値を超過する空間放射線量が測定された地区が飲食物摂取制限や広域避難を実施する区域	上記以外の20の コミュニティ単会の地区



(3) 防護措置の実施基準

国の原子力災害対策指針（以下、「指針」という）では、原子力発電所における事故の状況に応じて段階的な対応ができるよう、事故状況に応じた3つの「緊急事態区分」を定めています。

あわせて、指針では、原子力施設がどの緊急事態区分に該当する状況であるかを判断するための基準として、事故の状況等を具体的に列挙した「緊急時活動レベル（EAL）」を設定しています。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

事故状況	緊急事態区分	事態の概要	緊急時活動レベル（EAL）
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #e0e0e0;"> 事故の発生 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;"> 放射性物質の放出前 </div>	警戒事態 住民への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や防護措置実施のための準備を開始する段階。	(例) ・東海村で震度6弱以上の地震 ・茨城県沿岸に大津波警報発令 ・外部電源喪失（3時間以上継続）など
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #c0c0c0;"> 事故の拡大 </div>		施設敷地緊急事態 原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する段階。	(例) ・原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ・全ての交流電源喪失（30分以上継続）など
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; background-color: #a0a0a0;"> 重大事故に進展 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;"> 放出後 </div>	全面緊急事態 原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する段階。 PAZの住民は、速やかに避難を実施する。 UPZの住民は、屋内退避を実施しながら避難準備を行う。

↓

次ページのOILへ

イ 放射性物質放出後における防護措置の実施を判断する基準（OIL）

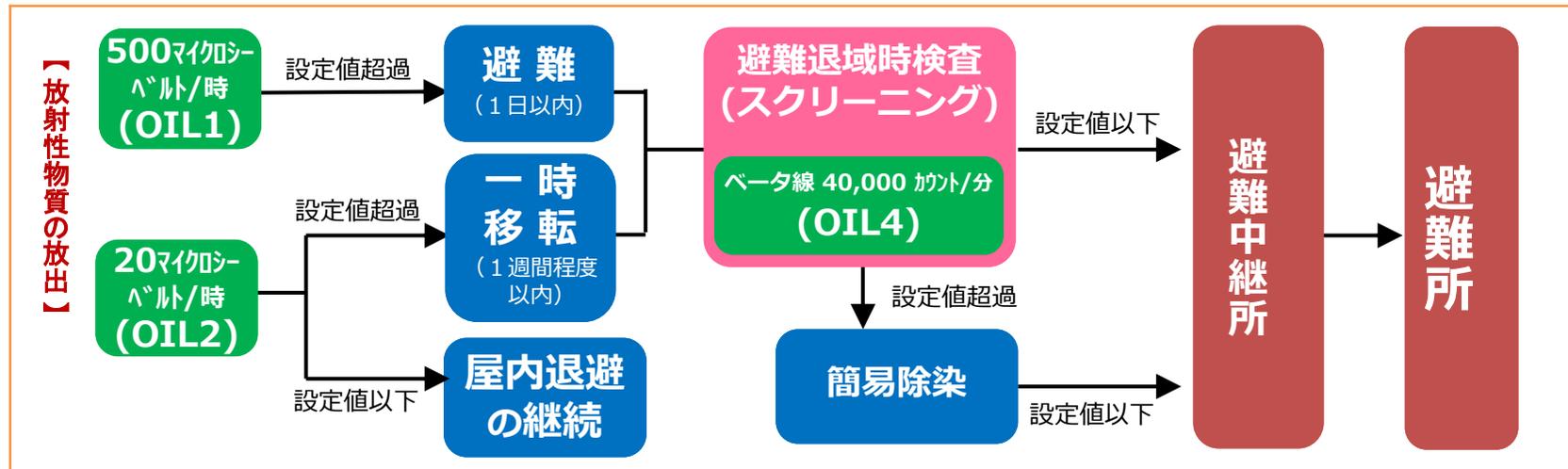
指針では、全面緊急事態の放射性物質が環境中に放出された段階で、UPZの住民が防護措置の実施を判断する基準として、「運用上の介入レベル（OIL）」を設定しています。

放射性物質の放出後、国は、空間放射線量率を測定する緊急時モニタリングの測定結果を「運用上の介入レベル（OIL）」に照らして、避難や一時移転、飲食物摂取制限などの必要な防護措置を実施する地区を指定し、市に対して指示します。

（ア）OILと防護措置について

区分		設定値	防護措置														
避難等に関する基準	OIL 1	500マイクロシーベルト/時	数時間内を目途に防護措置を実施する地区を指定し、 避難 （1日以内）を実施														
	OIL 2	20マイクロシーベルト/時	1日内を目途に防護措置を実施する地区を特定し、 一時移転 （1週間程度以内）を実施														
除染に関する基準	OIL 4	ベータ線 40,000カウント/分	放射性物質放出後の避難等において避難退域時検査（スクリーニング）を実施し、設定値を超える際は、簡易除染を実施														
飲食物の摂取制限に関する基準	スクリーニング基準	0.5マイクロシーベルト/時	数日内を目途に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき地区を特定														
	OIL 6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>飲料水等</th> <th>野菜類、穀類、肉類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300ベクレル/kg</td> <td>2,000ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200ベクレル/kg</td> <td>500ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム等</td> <td>1ベクレル/kg</td> <td>10ベクレル/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20ベクレル/kg</td> <td>100ベクレル/kg</td> </tr> </tbody> </table>	核種	飲料水等	野菜類、穀類、肉類等	放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg	放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg	プルトニウム等	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg	ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg
核種	飲料水等	野菜類、穀類、肉類等															
放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg															
放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg															
プルトニウム等	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg															
ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg															

(イ) OILと避難の流れ



(ウ) 緊急時モニタリング

県は、県内のモニタリングポストにおける空間放射線量率を常時監視しています。

原子力災害時には、国及び県は、原子力事業所等と協力し、緊急時モニタリング※を行い、その測定結果について、オフサイトセンター等と情報を共有し、OILに基づく防護措置の実施等の判断材料にします。

市は、これら市内の空間放射線量率の測定値を収集し、市民に対し情報を提供します。

※モニタリングポストに加え、必要に応じてモニタリングカー又は高線量率測定用サーベイメータを使用

【市内モニタリングポスト位置図】



(4) 事故発生から広域避難までの流れ

市は、事故の進展や原子力災害の状況を把握し、住民が緊急事態区分に応じた適切な避難準備、屋内退避や避難等の防護措置を実施できるよう、あらゆる手段により情報提供及び要請、指示を行います。

一般市民の場合、緊急事態区分が全面緊急事態に至った段階で、PAZは、圏内全域で避難を実施し、UPZは、まずは屋内退避を実施します。屋内退避の実施中に、放射性物質の放出があった場合、空間放射線量率が運用上の介入レベル（OIL）を超えた地区において、避難又は一時移転を開始します。

児童等や通勤者は、警戒事態（事故が拡大する前）の段階で保護者引渡しや帰宅を開始します。

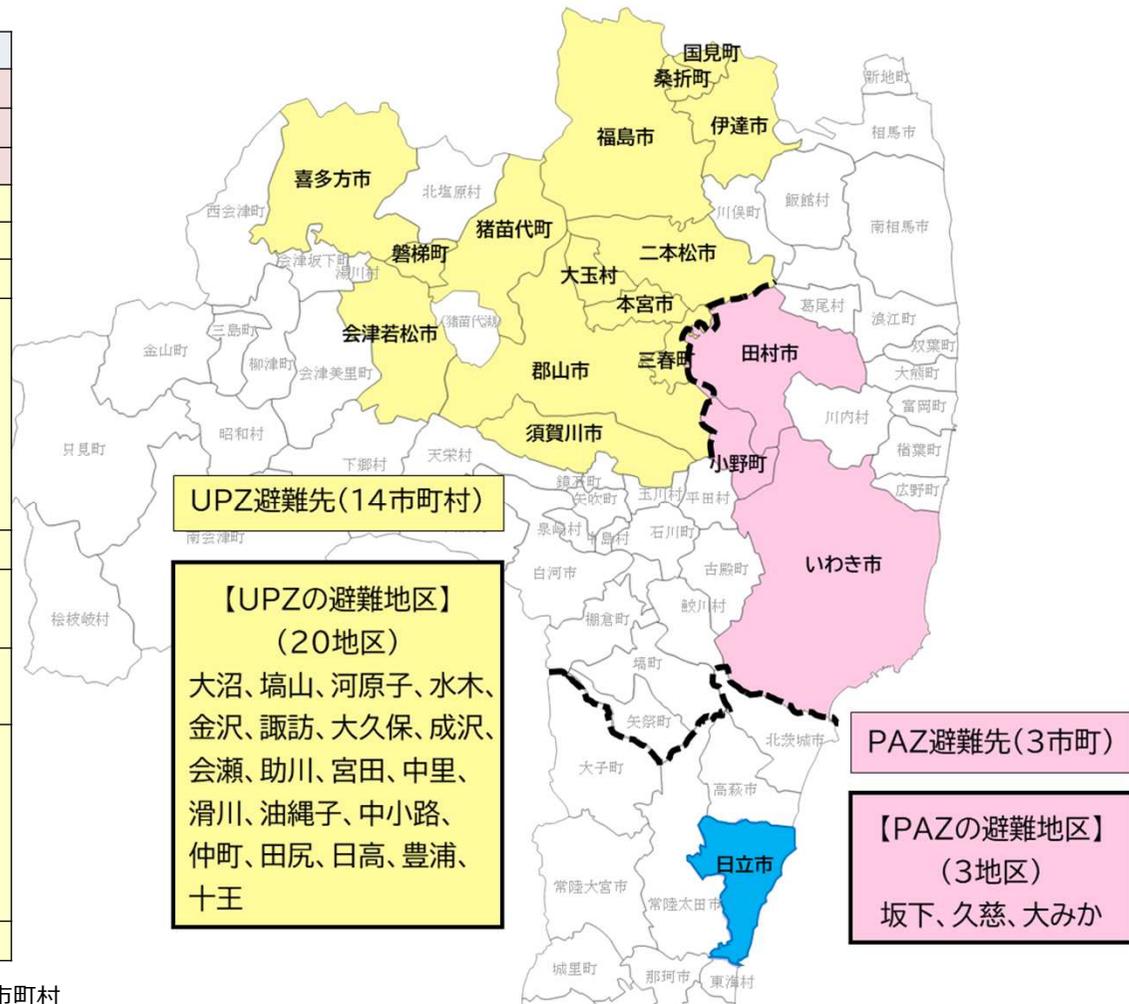
		放射性物質の放出前		放出後
お住まいの 区域	避難者の 区分	緊急事態区分 (事故の進展)		全面緊急事態 原子炉を停止するすべての機能が喪失など
		警戒事態 外部電源喪失が3時間以上など	施設敷地緊急事態 炉心冷却機能の一部が不能など	
5km圏内 (PAZ)	避難行動要支援者	避難準備	避難	
	一般市民	・園児、児童、生徒は保護者引渡しを開始	避難準備	全住民 避難
5km～30km圏内 (UPZ)	一般市民	・通勤者は帰宅を開始	屋内退避準備	【空間放射線量率】 設定値以下の地区 屋内退避 を継続 設定値を超え、指示のあった地区 避難 (又は一時移転)

3 住民等の広域避難

(1) 地区別避難先

県計画により指定された福島県内17市町村について、各地区の人口と避難先市町村の受け入れ可能人数、避難元からの距離等を考慮して、コミュニティ単会の地区別に避難先を定めています。

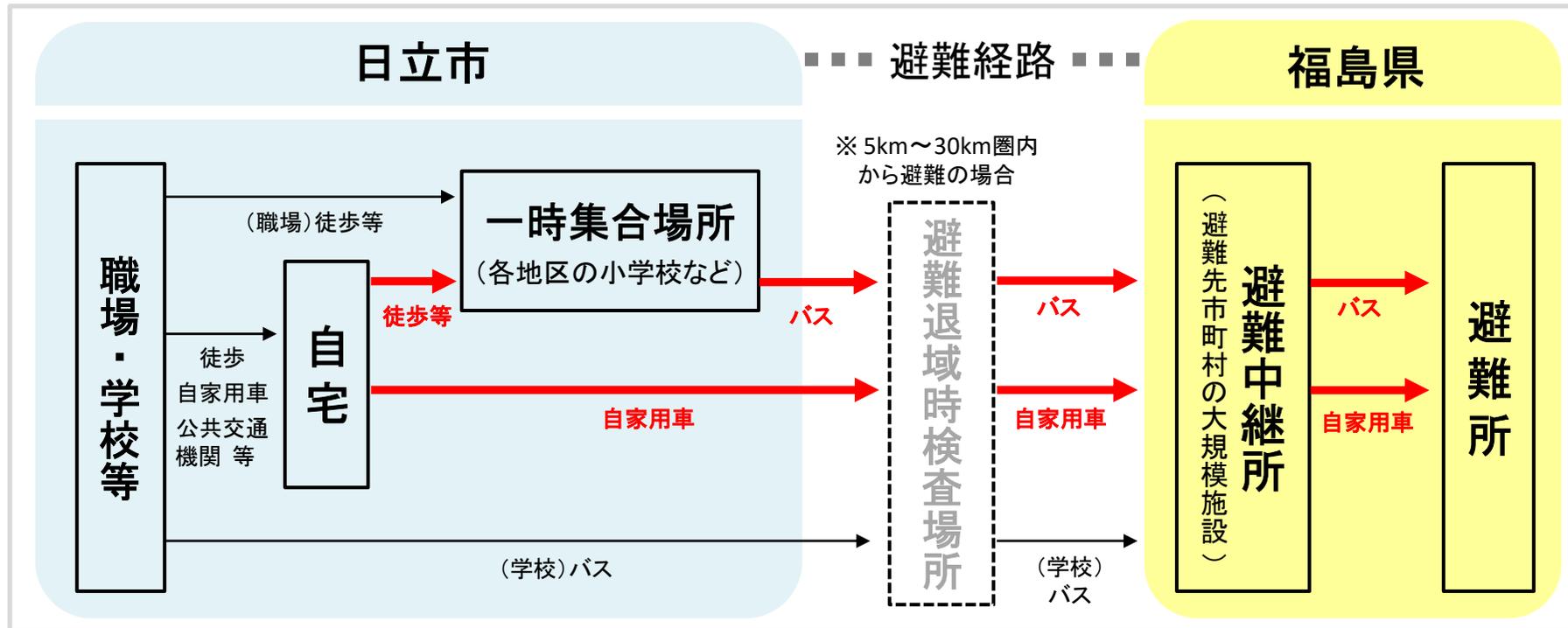
区域	地区	避難先市町村
5km圏内 (PAZ)	坂下	いわき市
	久慈	いわき市(小野町)
	大みか	田村市
5km~30km 圏内 (UPZ)	大沼	須賀川市
	塙山	本宮市
	河原子	三春町(郡山市)
	水木	郡山市(大玉村)
	金沢	
	諏訪	
	大久保	
	成沢	
	会瀬	二本松市
	助川	
	宮田	喜多方市(磐梯町)
	中里	会津若松市(猪苗代町)
	滑川	
	油縄子	福島市(桑折町)
	中小路	
	仲町	
	田尻	
日高		
豊浦	伊達市(国見町)	
十王		



() 内で示す「避難先市町村」は、左に記載される避難先市町村の避難所が定員となった場合に避難先となる市町村です。

(2) 広域避難の基本的ルール

広域避難は、**自家用車による避難を原則**とし、渋滞の軽減などのため、乗り合わせで避難します。
一方で、自家用車による避難が困難な方は、「**一時集合場所**」から県が手配するバスで避難します。
いずれも避難先市町村の「**避難中継所**」へ向かい、そこで避難所の指定を受けます。



事故発生時に自宅にいない方

- 学校・保育園等に在校・在園する児童等は、保護者引渡しにより自宅に戻り、自宅からの避難を原則とします。
- 職場にいる方は、早期に帰宅し、自宅からの避難を原則とします。

避難に当たり福祉車両等が必要な方

- PAZにおいては、支援者等の支援により、自宅から最寄りの放射線防護施設に移動し、一時的に屋内退避を実施します。その後、福祉車両等の準備が整い次第、避難を実施します。UPZにおいては、自宅から福祉車両等で避難を実施します。

(3) 5 km圏内 (PAZ) 及び30km圏内 (UPZ) における避難方法

ア 5 km圏内 (PAZ) における避難方法

放射性物質の放出前において、圏内全域に対して予防的な広域避難を開始します。

(ア) 原則 (一般市民、児童等、通勤者等、在宅の避難行動要支援者のうち家族等の支援により避難可能な方)

職場にいる方は早期に帰宅し、学校等に在籍する児童等は保護者引渡しにより帰宅します。

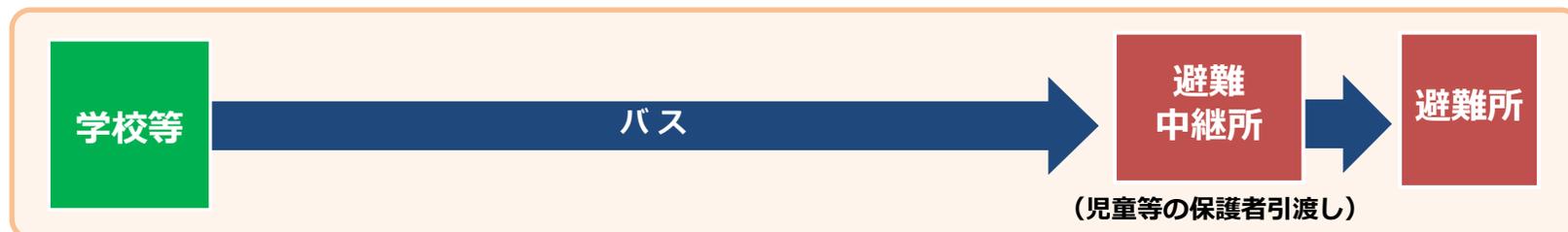
自宅からは、自家用車にて避難先市町村の最初の目的地となる避難中継所に向かい、避難所の指定を受けます。

自家用車による避難が困難な方は、地区ごとに定められた一時集合場所へ徒歩等によって移動し、県が手配したバスにより、避難中継所に向かいます。



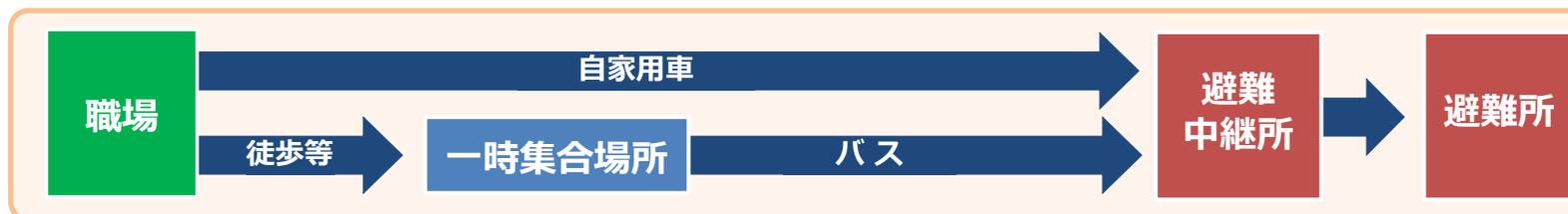
(イ) 帰宅が困難な児童等

避難指示の発令までに引渡し未了の児童等は、教職員と共に、学校に手配されたバスにより、学校の所在地区に割り当てられた避難先市町村の避難中継所に向かい、そこで保護者への引渡しを受けます。



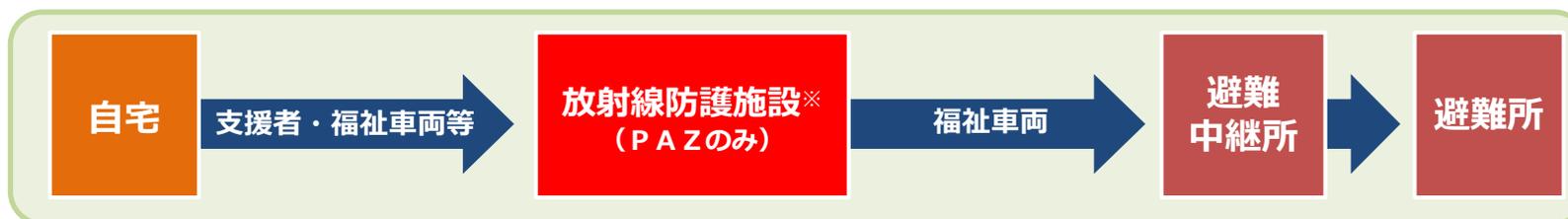
(ウ) 帰宅が困難な通勤者等（観光者等の一時滞在者のうち、帰宅困難者を含む。）

帰宅が困難な通勤者等は、職場から自家用車で直接避難中継所へ向かいます。自家用車による避難が困難な方は、職場から最寄りの一時集合場所へ移動し、県が手配したバスにより、避難中継所へ向かいます。



(エ) 在宅の避難行動要支援者のうち移動に福祉車両等が必要な方

PAZ内の在宅の避難行動要支援者で、移動に福祉車両等が必要な方は、本人または避難支援実施者等から市に支援要請を行い、一時的に最寄りの放射線防護施設に移動して屋内退避を行います。その後、福祉車両等の準備が整った段階で、避難中継所へ向かいます。



※ 放射線防護施設について

原子力災害時に、発電所から5 km圏内（PAZ）に居住する在宅の避難行動要支援者が、広域避難に必要な車両や資機材などの準備が整うまでの間、安全に屋内退避を行うための施設。

建物内の気圧を屋外よりも高くすることにより、原子力災害時に放出される放射性物質の建物内への流入を防ぐ機能があります。（該当施設：水木交流センター、大沼交流センター、南部支所）

(オ) 入所者、入院患者

社会福祉施設及び病院等医療機関の管理者は、個別に締結した協定により、あらかじめ定めた社会福祉施設及び病院等医療機関に避難の受け入れを要請し、避難の準備が整い次第、入所者及び入院患者の避難を行います。



イ 5 kmから30km圏内（UPZ）における避難方法

全面緊急事態となり、放射性物質の放出前は、UPZ全域で「屋内退避※1」を実施します。

放射性物質の放出後は、設定値を超える空間放射線量率が観測された地区に対して、避難の指示を行います。 ※1 詳細は、P13を参照

UPZにおける避難方法は、原則としてPAZと同様です。

ただし、次の2点が異なります。

- ① 全ての避難者が避難中継所の前に「避難退域時検査場所※2」を経由します。 ※2 詳細は、P17を参照
- ② 在宅の避難行動要支援者のうち、移動に福祉車両が必要な方は、放射線防護施設へ移動することなく、市に支援要請を行い、自宅で福祉車両の到着を待ち、当該福祉車両により避難します。

【避難者自身の親戚・知人宅等に避難する際の留意事項】

- ・市が定めた避難先以外に避難する場合も、避難指示を受けて避難を開始します。
- ・放射性物質放出後の避難においては、避難退域時検査場所を経由し、放射性物質の付着状況について検査を受けます。
- ・避難者の所在確認のため、市に連絡を行います。

屋内退避について

原子力事故の状況が全面緊急事態に至った場合、5 km～30km圏内（UPZ）の住民は屋内退避を実施します。

屋内退避の実施中に、放射性物質の放出があった場合、その値が設定値を超えた地区の住民に対して、避難の指示を行います。

屋内退避の効果

屋内に退避すると、屋根や壁で屋外からの放射線がさえぎられるため、外部被ばくが低減されます。

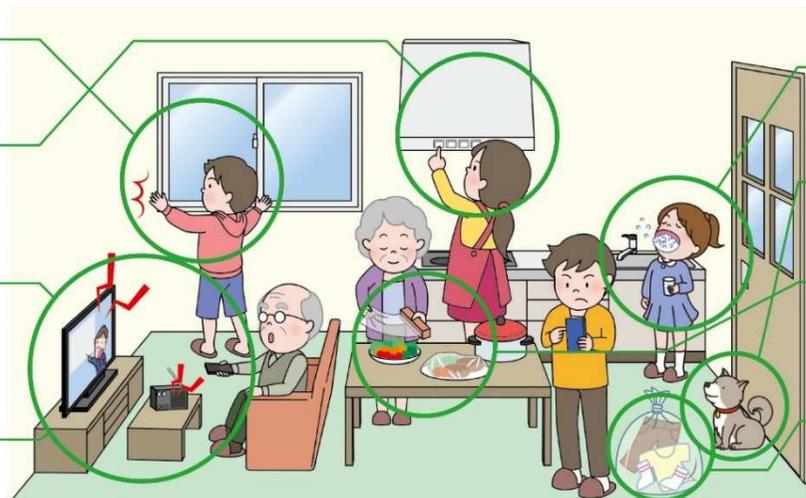
また、建物が屋内への放射性物資の入り込みを防ぐため、放射性物質の吸い込みによる内部被ばくが低減される効果もあります。

ドアや窓を全て閉める

換気扇やエアコン（外気を取り込まないものは使用可）を止める

戸別受信機や広報車、テレビ、ラジオから情報を得る

市HPやひたちナビなどから避難方法、避難先を確認する



外から帰ってきたときは、うがいをして、手や顔を洗う

ペットは屋内に入れる

屋内の食品にはふたやラップをする

外出した衣服を着替え、着替えた衣服はビニール袋に保管し、ほかの衣服と区別する

(4) 避難経路

避難中継所までの主な避難経路は、県計画に基づき、地区ごとに指定された主な幹線道路（高速道路、国道、県道等）とします。なお、避難に伴う渋滞発生への緩和、被災による道路損壊等に備えるため、市計画の添付資料に複数の避難経路（代替避難経路）を定めています。

区域	地区名	主な避難経路	避難先市町村
5 km以内 (5km以内)	坂下	国道6号又は国道293号→常磐道(日立南太田IC)→常磐道(いわき中央IC)	いわき市
	久慈	国道6号→常磐道(日立南太田IC)→常磐道(いわき中央IC)	いわき市
	大みか	国道6号→常磐道(日立南太田IC又は日立中央IC)→磐越道(船引三春IC)	田村市
5 km ~ 30 km以内 (5km~30km以内)	大沼	国道245号→常磐道(日立北IC)→磐越道(小野IC)	須賀川市
	塙山	国道6号→常磐道(日立中央IC)→磐越道→東北道(本宮IC)	本宮市
	河原子	国道245号→常磐道(日立北IC)→磐越道(船引三春IC)	三春町
	水木	国道6号又は国道245号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道→東北道(郡山南IC)	郡山市
	金沢	国道6号→常磐道(日立中央IC)→磐越道→東北道(郡山南IC)	
	諏訪	国道6号→常磐道(日立中央IC)→磐越道→東北道(郡山南IC)	
	大久保	国道6号→常磐道(日立中央IC)→磐越道→東北道(郡山南IC)	
	成沢	国道6号又は国道245号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道→東北道(郡山南IC)	
	会瀬	国道245号→常磐道(日立北IC)→磐越道→東北道(郡山南IC)	二本松市
	助川	県道36号又は国道6号又は国道245号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道→東北道(二本松IC)	
	宮田	国道6号又は県道10号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道→会津縦貫北道路(喜多方IC)	喜多方市
	中里	県道36号→国道349号→国道118号→あぶくま高原道路(玉川IC)→東北道→磐越道→会津縦貫北道路(喜多方IC)	会津若松市
	滑川	国道6号又は県道10号→常磐道(日立北IC)→磐越道(会津若松IC)	
	油縄子	国道6号又は国道245号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道(会津若松IC)	福島市
	中小路	国道6号又は国道245号→常磐道(日立中央IC又は日立北IC)→磐越道→東北道(福島西IC)	
	仲町	国道6号又は県道36号→常磐道(日立中央IC)→磐越道→東北道(福島西IC)	
	田尻	国道6号又は県道10号→常磐道(日立北IC)→磐越道→東北道(福島西IC)	
	日高	国道6号又は県道10号→常磐道(日立北IC)→磐越道→東北道(福島西IC)	
	豊浦	国道6号又は県道10号→常磐道(日立北IC又は高萩IC)→磐越道→東北道(福島西IC)	伊達市
	十王	国道6号又は県道10号→常磐道(高萩IC)→磐越道→東北道→東北中央道(伊達桑折IC)	
(黒坂・高原)	(県道60号→国道349号→国道118号→あぶくま高原道路(玉川IC)→東北道→東北中央道(伊達桑折IC)		

【代替避難経路（坂下地区の例）】

主な避難経路	(常磐道ルート)
代替避難経路1	(国道349号ルート)
代替避難経路2	(国道6号ルート)
代替避難経路3	(県道いわき線ルート)



(5) 地区別の一時集合場所及び避難中継所

自家用車による避難が困難な方は、コミュニティ単会の地区ごとに定められた一時集合場所に集合し、バスで避難先市町村の避難中継所へ向かった後、避難所の案内を受け、移動します。

区域	地区	一時集合場所	避難先市町村	避難中継所	避難所数
5 km圏内 (PAZ)	坂下	坂本東小学校 久慈川日立南交流センター	いわき市	中央台公民館	66か所 (7か所)
	久慈	久慈小学校	いわき市 (小野町)	平体育館 (小野町民体育館)	
	大みか	大みか小学校	田村市	田村市総合体育館	47か所
5 km 〜 30 km圏内 (UPZ)	大沼	大沼小学校	須賀川市	円谷幸吉メモリアルアリーナ	61か所
	塙山	塙山小学校	本宮市	本宮市総合体育館	40か所
	河原子	河原子小学校	三春町 (郡山市)	三春町民体育館 (郡山市カルチャーパーク)	20か所 (207か所)
	水木	水木小学校	郡山市 (大玉村)	郡山カルチャーパーク (大玉村農村環境改善センター)	207か所 (13か所)
	金沢	金沢小学校			
	諏訪	諏訪小学校			
	大久保	大久保小学校			
	成沢	成沢小学校			
	会瀬	会瀬小学校	二本松市	福島県男女共生センター	50か所
	助川	助川小学校			
	宮田	宮田小学校	喜多方市 (磐梯町)	押切川公園体育館 (磐梯町民体育館)	40か所 (6か所)
	中里	中里小中学校			
	滑川	滑川小学校	会津若松市 (猪苗代町)	会津学鳳高校 (道の駅猪苗代)	48か所 (15か所)
	油縄子	多賀中学校			
	中小路	中小路小学校	福島市 (桑折町)	あづま総合運動公園 (桑折町民体育館)	133か所 (7か所)
	仲町	仲町小学校			
	田尻	田尻小学校			
日高	日高小学校				
豊浦	豊浦小学校				
十王	櫛形小学校 山部小学校	伊達市 (国見町)	伊達市ふるさと会館 (道の駅国見あつかしの郷)	78か所 (10か所)	

・ () 内で示す「避難先市町村」及び「避難中継所」は、上段の避難先市町村の避難所が定員となった場合に避難先となる市町村及び避難中継所です。

(6) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

安定ヨウ素剤は、適切なタイミングで服用することにより、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを低減させます。そのため、原子力災害による広域避難の実施に際し、屋外での行動によって放射性ヨウ素が体内に取り込まれる前に、あらかじめ安定ヨウ素剤を服用します。

ア 安定ヨウ素剤の事前配布・緊急配布

国等から安定ヨウ素剤服用の指示があった場合の速やかな服用のため、PAZの住民には平常時から安定ヨウ素剤の「事前配布」を行い、未受領及び紛失の方には、避難指示にあわせて「緊急配布」を行います。

UPZでは、国による避難指示にあわせて、避難の対象となった地区において「緊急配布」を行います。

事前配布 (PAZ)	緊急配布 (PAZ 及び UPZ)
<ul style="list-style-type: none">・ (随時) 指定薬局における配布・ (日時指定) 配布会による配布・ PAZ内に所在する学校等に備蓄	<ul style="list-style-type: none">・ (避難指示にあわせて) 一時集合場所における配布

イ 安定ヨウ素剤の服用

5 km圏内 (PAZ)	全面緊急事態に至った時点で、国等は、直ちに安定ヨウ素剤の服用を指示し、住民は、指示に従い服用します。
5 km～30km圏内 (UPZ)	全面緊急事態に至った後に、国が原子力発電所の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難指示と合わせて安定ヨウ素剤の服用を判断し、指示を行います。住民は、指示に従い服用します。

(7) 避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染

ア 避難退域時検査（スクリーニング）

放射性物質が放出された後に広域避難の指示が出された場合、避難経路上に県が設置した検査場所において、住民等の放射性物質の付着状況を確認する「避難退域時検査」を実施します。

検査は、まず車両を対象として実施し、設定値を超過した場合は、「簡易除染」を行うとともに、乗車代表者の検査を実施します。検査結果に応じて、対象を、その他の乗員、携行物品の順に進めます。

イ 簡易除染

車両の簡易除染は、濡らしたウエス等を用い、付着している放射性物質を拭き取ります。

また、乗員の簡易除染は、まず、脱衣を行い、脱衣後も設定値を超える箇所について、ウェットティッシュ等を用いた拭き取りを行います。

【避難退域時検査場所候補地位置図】



(8) 避難中継所及び避難所の開設と運営

ア 避難中継所とは

避難する際の、最初の目的地となる施設です。場所を分かりやすくするため、避難先市町村における大規模施設としています。

家族等の単位で避難者の受付を行い、避難所を案内します。

また、学校等からバスで避難した児童等は、避難中継所において保護者への引渡しを受けます。

イ 開設業務等

避難開始当初においては、避難中継所・避難所の開設及び避難者の受入は、避難先市町村が実施します。

ウ 運営の移管

市は、できるだけ早期に職員を避難中継所及び避難所に派遣し、避難先市町村から運営の移管を完了させます。

また、避難所では、避難の長期化を考慮し、避難者による自主運営及びボランティア等の協力を得て運営を行うことを目指します。

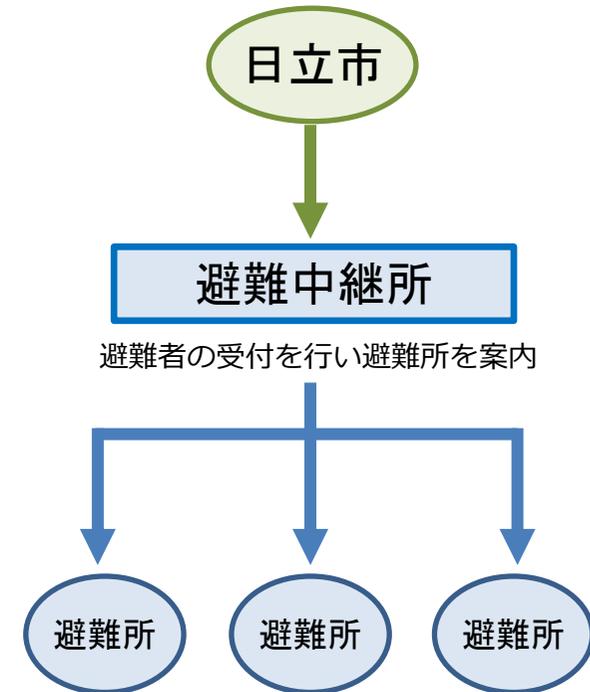
エ 受入れ期間

受入れの期間は、原則1か月以内としますが、災害の状況、避難者の受入れ状況、施設の利用状況等を踏まえ、受入れ期間を避難先市町村と協議します。

オ 相談窓口の設置

避難住民の生活支援のための相談窓口を避難先現地本部（避難中継所内）に設置します。

【避難中継所と避難所】



設備面で配慮が必要な要配慮者には、福祉避難所を開設する。

(9) 避難先現地本部及び行政機能の移転

ア 避難先現地本部

広域避難を開始した場合、直ちに日上市職員を各避難先市町村へ派遣し、避難者の支援及び情報集約の拠点として、避難中継所内に「避難先現地本部」を設置します。

(ア) 役割

- ①各避難所で作成する避難者名簿による避難者の情報集約
- ②避難者からの相談対応
- ③市災害対策本部及び他地区の避難先現地本部との情報共有、支援協力
- ④各避難所における避難物資の状況把握、避難所間での過不足の調整

(イ) 避難所からの情報収集

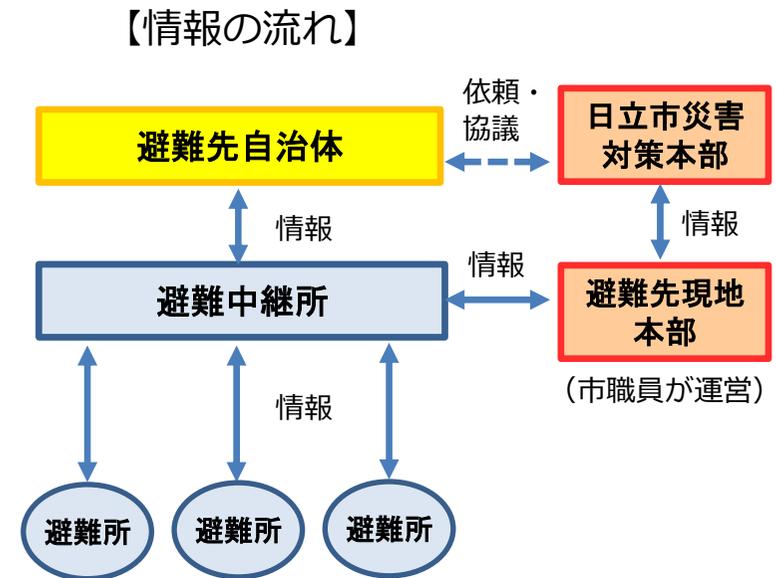
避難所との最適な連絡体制を構築し、避難先現地本部を現地における情報収集の拠点とし、収集した情報を市災害対策本部へ報告します。

(ウ) 物資の確保

市と県が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ国や関係事業者、避難先市町村等に要請、確保します。

イ 行政機能の移転

市本庁舎が避難対象区域となった場合のほか、本庁舎自体が被災するなど、行政機能の維持が困難となった場合においても、災害対策本部の機能を維持するとともに、市民に対する行政サービスを継続できるよう、あらかじめ行政機能を移転する施設を選定します。



(10) 複合災害への対応

ア 人命優先の対応

原子力災害に加え、地震や津波、暴風雨等の災害が同時に発生した場合は、無理に広域避難をせず、人命を最優先とした対応を行います。

(ア) 地震・津波

地震による倒壊や津波の被害を受けない建物内で屋内退避を行い、安全が確認できてから避難を開始します。

また、屋内退避の指示が出ている場合において、自宅等の損壊などにより屋内退避ができない場合は、一時集合場所や他の指定避難所、又は安全な建物内で屋内退避を行います。

(イ) 暴風雨

風雨が弱まり、安全が確保されるまで自宅等で屋内退避を行い、その後、避難を開始します。

イ 指定避難先が被災した場合の避難所の確保

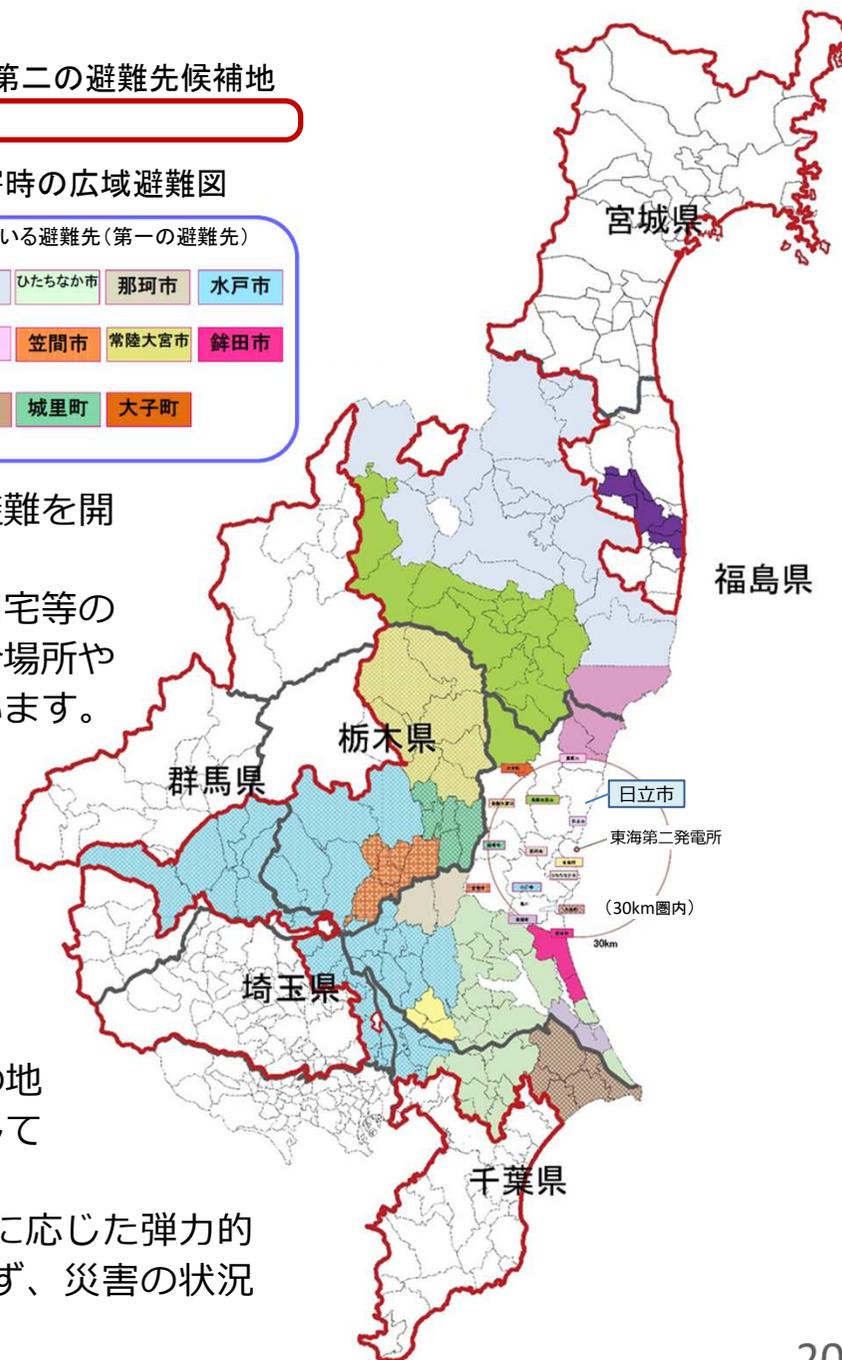
複合災害により避難先市町村が被災し、避難が困難になった場合に備え、県は、避難先市町村の更に外側の地域を「第二の避難先候補地（図赤枠内）」として確保しています。

なお、第二の避難先については、災害の種類や程度に応じた弾力的な対応ができるよう、避難先の割り当ては事前に行わず、災害の状況により、県が指定します。

[凡例]

※図赤枠内：第二の避難先候補地

※原子力災害時の広域避難図



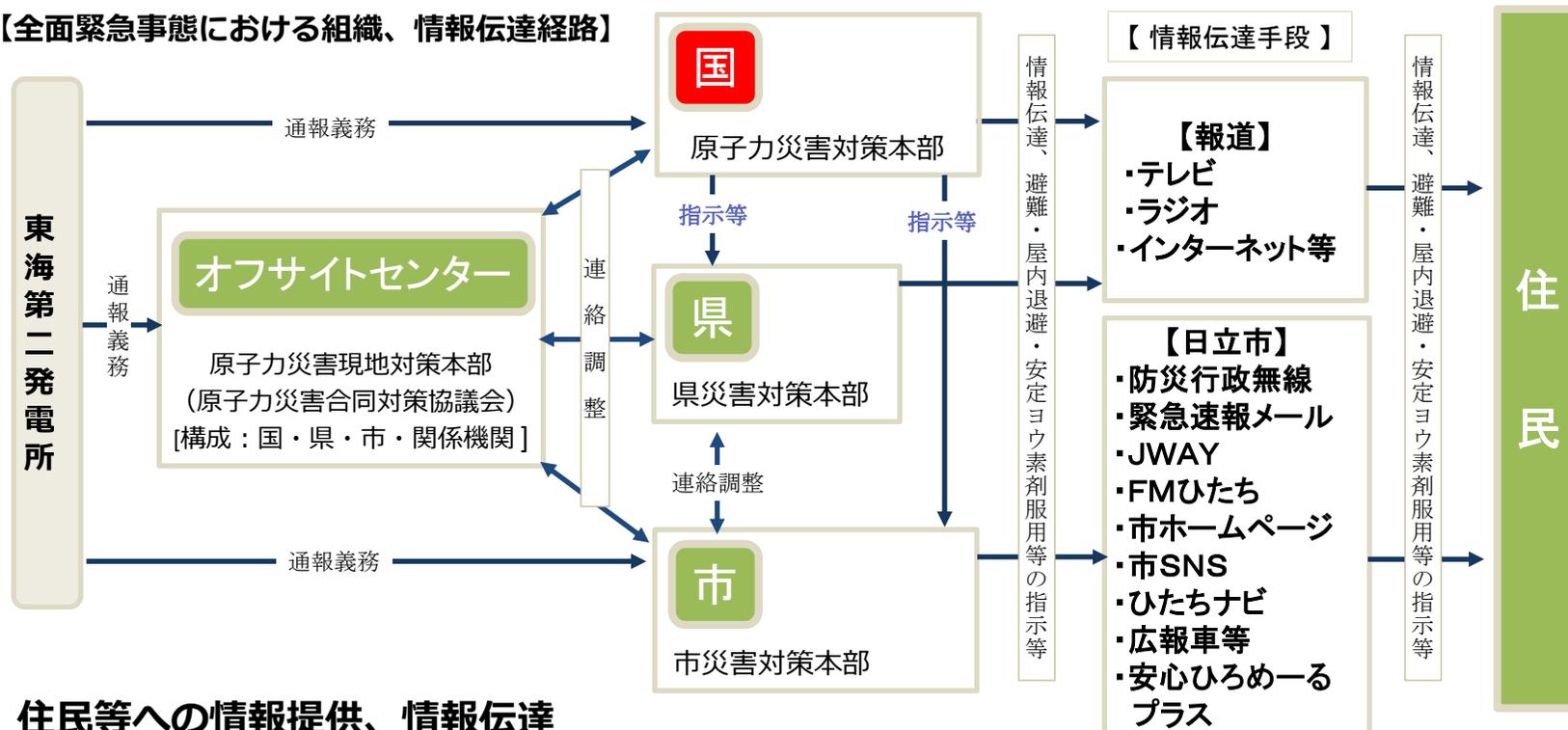
4 情報の収集、提供及び伝達

(1) 国、県、市等の主な役割

国は、県及び市に対し、緊急事態区分の各事態に応じた、情報提供及び避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の配布・服用等の防護措置又はその準備について、必要な要請・指示を行います。

県及び市は、自らが管理する情報伝達手段を通し、住民に対して速やかに伝達を行います。

【全面緊急事態における組織、情報伝達経路】



(2) 住民等への情報提供、情報伝達

ア 迅速・確実・多様な手段による情報伝達

住民等への情報伝達は、迅速かつ確実に実施し、伝達に当たっては、複数の情報伝達手段を適切に組み合わせ、住民への情報伝達の漏れが無いようにします。

イ 定期的で多様な情報提供

また、混乱や流言飛語の発生を防止するため、繰り返し定期的に情報提供を行い、正確な情報の浸透を図ります。

【各種情報の取得手段】

市HP	市X	市フェイスブック	ひたちナビ		いばらき原子力防災アプリ		安心ひろめるプラス	
			IOS	Android	IOS	Android	LINE	Eメール
								t-hitachi@sg-p.jp ①空メールを送信 ②登録画面で必須入力となる「利用者の区分」は、「その他」を選択

5 今後の対応

(1) 計画の修正及び見直し

今後、国の関係法令、防災基本計画及び指針並びに県の広域避難計画の改定を始め、本市における各種対策の検討及び検証を踏まえ、随時、修正や見直しを行います。

(2) 計画の周知・住民への啓発

住民に対して、あらかじめ広域避難のルール、避難先及び避難経路等、計画に掲載された必要な事項について周知するため、広域避難計画に関する説明会や住民を交えた各種訓練等を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めます。

(3) 原子力防災体制を強化するための訓練の実施

避難等の防護措置が市民に理解され、定着が図られるとともに、職員による避難支援が円滑かつ確実に実施可能となるよう、本計画等に基づく訓練を継続的に実施します。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町村、防災関係機関等で共有の上、本計画の修正、見直し等を行い、原子力防災体制の強化に反映させていきます。

[参考] 用語の解説

- ・ **避難行動要支援者**：災害が発生した場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。
- ・ **空間放射線量率**：ある時間内に空気中を通過する放射線の量。
- ・ **モニタリングポスト**：原子力発電所周辺への放射線の影響を把握するため、空間の放射線量を連続的に測定している設備。
- ・ **スクリーニング**：選別。ふるい分け。条件に合うものを選び出すこと。
- ・ **シーベルト (Sv)**：人体が放射線を受けた時の影響の度合いを表す単位。被曝が100ミリシーベルトを超えるとがん死亡率のリスクが徐々に増えることが明らかになっている。日本人は、日常生活で飲食物や空気、大地、宇宙からの放射線により年間約2ミリシーベルトの影響を受けている。マイクロは、100万分の1を示す。
- ・ **ベクレル (Bq)**：放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1秒間に何個の原子核が壊れて放射線を放出するかを表している。
- ・ **放射性ヨウ素**：核分裂が起こる際に生じる物質で、放射能を持つヨウ素のこと。放射能が元の強さの半分になるまでの時間をいう半減期が、8日間と短い。
- ・ **ベータ線**：放射線の種類の一つで、正体は原子核から飛び出した電子。透過力は小さく、空気中では数m程度の距離で止まる。原子力事故で多く放出され、半減期が約30年と長い放射性セシウムを含め、多くの放射性物質がベータ線を放出することから、計測の対象となる。福島第一原子力発電所の事故で問題となっているのは、放射性セシウムから放出され、空気中を数100m進むガンマ線（電磁波）。
- ・ **オフサイトセンター**：原子力災害時の現地対応拠点で、正式名称は、緊急事態応急対策等拠点施設。国の行政機関、地方自治体などの関係機関や専門家など、関係者が一堂に会して情報を共有し、一体となって応急対策の指揮をとる。